

入札監理小委員会 第560回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第560回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年10月2日（水）17：10～18：59

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

- 中国若手行政官等長期育成支援事業（令和2年度～5年度）
- 地震・火山観測網の整備及び維持管理支援業務（令和2年度開始）
- 書面による手続のデータエントリー業務一式
- 国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式

3. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員

（外務省）

アジア大洋州局中国・モンゴル第一課 山崎首席事務官

アジア大洋州局中国・モンゴル第一課 小松主査

アジア大洋州局中国・モンゴル第一課 中島研究調査員

（防災科学技術研究所）

総務部契約課 柴崎課長

総務部契約課 倉谷課長補佐

地震津波火山ネットワークセンター 土田センター長補佐

地震津波火山ネットワークセンター 浅野主任研究員

（特許庁）

審査業務部出願課 渡邊課長

審査業務部出願課 赤津総括班長

審査業務部出願課国際出願室 山崎室長

審査業務部出願課国際出願室 横田企画調査班長

審査業務部出願課国際出願室 佐藤電子特許情報監理専門官

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第560回入札監理小委員会を開催します。

本日は、実施要項（案）の審議として、「中国若手行政官等長期育成支援事業」、「地震・火山観測網の整備及び維持管理支援業務」、「書面による手続のデータエントリー業務一式」、「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式」、以上4件の審議を行います。

それでは、外務省の「中国若手行政官等長期育成支援事業（令和2年度～5年度）」の実施要項（案）について、外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課 山崎首席事務官より、御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15程度でお願いいたします。

○山崎首席事務官 今、御紹介にあずかりました、外務省の中国・モンゴル第一課の山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元にA-3、パワーポイントの資料ですけれども、先生方の中で、昨年と同じ話を聞かれた先生方もいらっしゃると思いますので、なるべく簡潔に、まず、これがどういう事業かということを御説明させていただきます。

中国若手行政官等長期育成支援事業と言っております、もともとJICAが実施していたものでありますけれども、平成24年度から、その後継事業として実施をしております。

受け入れ人数は27名でありまして、1つのクールが4年間のクールになっております。

「中国」といっておりますので、対象者は中国の中央政府、それから地方政府等において勤務経験3年以上、40歳以下の優秀な若手の行政官の方を選びまして、日本に来ていただいて、日本の大学院等で勉強をしていただくと、1年から2年のプログラムで勉強をしていただいて、それでまた中国に戻っていただくというプログラムであります。

対象分野は法律、公共政策、国際関係でございます。

実施体制、下のところを御覧いただきますと、これは民間競争入札により当省が選定いたします実施機関の協力を得て、事業を実施いたします。

事業実施に係る意思決定は、運営委員会というものがございまして、これは「現地」と書いてありますが、中国の北京でございすけれども、中国にあります私どもの日本大使館と中国の商務部から構成されております現地運営委員会というものが、意思決定を行う構造になっております。

下を御覧いただきますと、今申し上げたことを簡単に図で記したものがございすので、御覧いただければと思います。外務省が方針を決定いたしまして、実施機関に伝達をして、管理監督も行うと。その実施機関が留学生に対して奨学金を支払うと。それから、本邦の

受け入れ大学に対して入学から帰国までの諸手続、入学金、学費等の支払いを行うと。留学生は大学に入学をするという形でございます。

右に事業期間のイメージがございしますが、先ほど、ちらっと申し上げましたけれども、1つのクールといいますか、1つのクールが4年間でございます。契約額は資料にあるような形で、これまでやってきております。

おめくりいただきまして、2枚目ですけれども、1年目、2年目、3年目、4年目、どういったことをやっているかといった御説明を差し上げます。1年目は、実施機関の選定をする。これは公募、契約手続も含みます。その上で、中国側、中国商務部に対して説明をし、調整をする。その上で、留学生を選考いたします。その過程で国内受け入れ大学を募集する、現地説明会を開催する。さまざまな試験を実施するといったこと。それから、留学生が決まりましたら、これまで経験をしたOBとの交流会を開いて、どういうことをするのかということを行く前に、よく理解をしていただくといったことも取り組んでおります。

2年目は、留学生の受け入れ段階に入りますけれども、日本語がもし不十分な人がいましたら、研修を実施する。オリエンテーション、それから各大学に送り出して、実施機関から学費等経費を支払う。奨学金を支給する。それから、途中で、日本政府関係者、私どものような外務省関係者との交流会を開いたり、中国側のモニタリングミッションというものを受け入れまして、どういうことをやっているかを中国側にも見てもらうといったことにも取り組んでおります。

3年目は継続でありますけれども、留学中のモニタリング。学費等経費支払い、奨学金支給。

4年目も同じですが、4年目で基本的には最後でありますので、帰国の報告会、これは帰国の前、後ですね。それから、同窓会を北京で開催をしたり、OBのリストの作成、維持管理というものも行っております。

以上、すいません、簡単ではございますが、事業の大枠について御説明を申し上げました。

その後、今回、このように御説明をさせていただくのは、一昨年、昨年に続きまして3回目でございますけれども、昨年度からの変更点、どういった点が変更になっているかと、それから、去年いただいた御意見を踏まえまして、どういったことを改善したかといったことを御説明いたします。

昨年度からの変更点は、事業の大枠の変更はございません。事業内容ですとか、業者の参加要件についても変更はいたしておりません。ただ、その中で、A－2の資料、分量が多いので一つ一つは御説明いたしませんけれども、A－2の資料の中で元号ですとか、年度の修正、それから、消費税増税に伴ういろんな率とか、そういったものを反映。それから、今回、パブリックコメントをいただきまして、ここは間違っているのではないかとか、「てにをは」の修正から、そういったものをいただいていますので、より正確性を高めるという観点から、いただいたパブリックコメントに関しましては、結果を反映したものがお手元にあるA－2の資料でございます。

その上で、昨年、審議をいただいた、議論を踏まえた改善点といたしましては、昨年、成果物を、昨年、この審議会ですらいろいろ御議論をいただいた主なポイントは、1社入札しかないというのは問題ではないかといったことが共通のテーマとしてずっとあると思いますけれども、新しい業者に対して、その改善の一つの施策として、入ってこられるように可能な範囲で、どういった成果物を、実際、事業を行った業者がつくったのかといった、成果物そのものを開示することにしたいと思っております。それは、入札の前に説明会を開催しますが、その場において、もちろん個人情報等は見せないですけれども、これまでやった事業者はこういったものを成果物としてつくっていますといったことを御説明して、事業に対する障壁、新しい業者でも事業をやりやすくしていただくような工夫をしたいと、成果物を開示したいと思っております。

もう1つ、昨年度も結果として1社の入札となってしまったのですが、もう1社、説明会に参加をしてくださった業者がいました。説明会に参加をした業者に後ほどヒアリング、これは今年の2月のヒアリングをしたのですが、説明会に参加したのですが、どうしても、どうして技術提案書の提出に至らなかったのかという観点からお聞きをしましたところ、技術提案書の作成期間、それから事業実施に向けての社内の調整期間が不足をしていたと、それで参加を断念しましたというお話がございました。

そのため、来年度、この本事業を実施するに、令和2年度ですけれども、実施する際には、入札スケジュール期間、調整期間が不足をしていたというお話がありましたので、入札のスケジュールを見直して、昨年は44日間とっていたのですが、44日間以上さらに期間をとって、業者がいろんな準備をする期間、それから社内調整をする期間等に使っていただける形にしたいと思っております。具体的には来年1月中旬ぐらいに公示をしまして、皆さんにいろいろ提案、御返答をいただくような時間をさらにとりたいと思っております。

ます。

本年度といいますか、来年度の令和2年度の事業を実施するに当たっての入札に際しましても、過去に説明会に参加したことのある業者の方、それから同じような事業を実施している業者に対しては、入札の公告といったものを当省から周知をするといったことを考えております。

私からの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては、御説明をお願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。教えていただきたいのですが、ヒアリングをされた業者というのは、どういう会社だったのでしょうか。説明会にいらっやっ、応札をされなかった。

○山崎首席事務官 説明会にいらっやっ業者ですが、社団法人の方に来ていただきまして、この法人にヒアリングをしたということであります。

○生島専門委員 あと、類似業務を行っている2社へ声かけというのは、この社団法人とは別の2社にお声かけをなさった。

○山崎首席事務官 念頭にありますのは、某旅行社はこういった留学生の事業に類似した事業をいろいろされていると思いますので、お声かけをすれば可能性はあるのかなと想像をしております。

○生島専門委員 それ以外は、2社にお声かけということで、もう1社はどういう業者を考えて……。

○山崎首席事務官 青少年事業をいろいろやっておられる業者です。日中に関しても、これまで手がけられた実績があると承知をしております。ですから、それらの2社ですね。

○生島専門委員 某旅行社ができそうだということだと、類似の大きな旅行会社でしたら対応可能かなということですかね。

○山崎首席事務官 そうですね、そういうふうに願っております。

○生島専門委員 なるほど。そうすると、例えば関連の事業者の業界団体など全体に、某旅行社にももちろんするのもそうですけど、業界団体全体に対して説明会じゃないですけど、御案内とかをなさるといのはどうなんでしょうか。

○山崎首席事務官 わかりました。それも。先生おっしゃるとおり、なるべく広くお声か

けをして、皆さんに検討をしていただくのが一番重要だと思いますので、今の御指摘をいただいた点も多分できると思いますので、考えます。

○生島専門委員 青少年事業をしている事業者はどういう業界になるのですか。何業界というのですか。

○山崎首席事務官 旅行業社と違うとは思いますが、日中に限らないと思いますけど、青少年事業についていろんなノウハウを持っておられる会社です。実際、このJDS事業をこれまで入札といいますか、実際やっておられる法人も同じような類いの会社といいますか、だと思います。

○生島専門委員 業界団体みたいなものはあるのですか、ネットワークというか。

○山崎首席事務官 おそらく全国旅行業協会みたいなのは、そこまで強いものがあるかはわからないですが、ただ横のネットワークはあるかもしれませんので、そこは探ってみたいと思います。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○浅羽副主査 御説明ありがとうございます。1点だけ。日本語研修の実施についてですけども、先ほどのパワーポイントの2ページで、日本語研修を実施していただくところに、日本語が不自由な方がいたらというような枕がついていたと思うのですが、私は、もともとこれはやらなければいけない業務だと認識をしていたのですが、やらなくてもいい可能性のある業務なのでしょうか。これによって大分コストのかかり方が違う。

○山崎首席事務官 すいません、失礼しました。私の言い方が不正確でした。訂正します。全員やらなければならない。失礼しました。

○浅羽副主査 それはレベルに応じてということになるのでしょうか。

○山崎首席事務官 レベルに応じてだと思います。おできになる方もいますし、大学での勉強になかなか至らない方もいらっしゃると思いますので、レベルに分けて一番効果的なやり方でやるということだと思います。

○浅羽副主査 わかりました。ありがとうございます。特に実施要項（案）に修正が必要なものではない。

○山崎首席事務官 ないです。失礼しました。

○浅羽副主査 かしこまりました。以上です。

○川澤専門委員 今回、先ほど御説明をいただいたとおり、公告期間を長くしていただいて、改善を図られたということだったと思います。110分の10ページの入札のスケジ

ュールを拝見しますと、1月中旬ごろに公告がなされて、業務内容説明会がその1カ月後ぐらいで、さらに提出期限が3月上旬ごろとなっているかと思います。公告から業務内容説明会の期間を1カ月も設けるよりは、ある意味、社内での調整が必要であるならば、説明会をもう少し前倒しして、説明会を踏まえて社内調整の検討期間を確保するほうが、ヒアリングをいただいた少なくとも事業者のニーズには応えているのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○山崎首席事務官 公告を前にしますので、その分、確かに説明会はもっと前にして、御趣旨は説明会を聞いてからじゃないと検討できないのではないかという御趣旨だと思います。そこはそのとおりだと思いますので、検討をいたします。

○川澤専門委員 説明会の際に、過去の成果物の開示、可能な範囲を開示ということだったと思うのですが、そのあたりもそういうことが確認できるということと、実際、説明会の場で閲覧できるようにしたりされるのでしょうか。

○山崎首席事務官 はい、そこはそうのようにしたいと考えております。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 110分の53ということで、評価項目の情報が書かれているのですが、基礎点が8,000点で、加算が1万2,000となっており、加算がこれだけ多いと、既存の業者には有利に働くかなと推測するのですが、この点何か、この事業を実施するに当たり、御省の検討根拠というのはございますか。

○山崎首席事務官 既存の業者に有利になるような得点配分になっているのではないかという御指摘ですね。

○尾花主査 そうですね。例えば計画で、質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画が明記されているかという、従来のものを前提に何か提案をすることとなり、それに1,000点。さらに、従来の実施方法に対する改善提案について1,000点。そうすると、何となく従前のものをよく理解した者に有利なように見えてしまうなというのが、懸念でございました。

その他、気になりましたのは、「体制」のところの「中国政府関係機関との事業能力又は過去の類似業務経験を有するか」というところです。例えばBで、「中国からの本事業に類似する留学生受け入れ事業等を実施した経験があるか」というのは、まさに行政官を対象としたものなのか、それとも一般的なものなのかというところで、もし、これを行政官を対象としたものと類似ととるのであると、非常に御省が達成しようとしている事業のメッセ

ージとして誤解を生むのかなと思いましたので、もしこれが単に旅行社でもいいのですということであれば、先ほど生島委員が言ったような、事業者団体への声かけでいいのかなと思うという点でございました。

これについては何かお考えがあればお知らせいただいて、どうしても加点がこれだけ多い、必要があるのですということであれば、御説明をいただければというのが1点です。

それから、2点目ですけれども、以前も申し上げたかとは思いますが、委託費の精算のときの経費に、大学直接経費って入っておりますね。そうすると、これは全体の事業の規模が大きいとしても、事業者を単に経由して支払われていて、事業者が実際になす業務に対する対価としては、どのぐらいとみたらいいのでしょうか。

○山崎首席事務官 ありがとうございます。最初の最後に御指摘をいただいた点ですけれども、中国政府関係機関との事業能力又は過去の類似業務経験を有するかというところですが、ここはそこにございますとおり、AまたはBどちらかを満たす場合として、条件は大分緩くしております。それから、Bの本事業に類似するというところは、行政官だけに限ってしまいますと、それは全く意味がなさない条件になってしまいますので、そこはそういうふうには捉えておりませんし、運用もしておりません。まさに留学生でしたり、もっと広い幅をとってそこは考えているところでございます。

それから、加点のところについては、御指摘を真摯に受けとめまして考えたいと思いますが、ある意味、例えばいろんな成果物を今回、説明会の場で差し支えないところは全部、いろんな業者にお見せをして、こういった形で今まで皆さんやっていたらいいというのを丁寧に説明しようと思っていますので、そこをまずご理解いただくとともに、ほかにこういった事業をやったことがある業者の方であれば、そんなに障壁にはならないと思います。

それから、2点目に御指摘をいただいたところは、どれぐらいこの事業を実施した業者の利益になるのでしょうかという御趣旨の質問ですか。

○尾花主査 利益というよりも、学費とか奨学金はおそらく御省からいただいたものを業者がそのままどこかに払うお金かと理解をすると、大きな事業のように見えるけれど、御省のお金がそのまま受託事業者を通じてどこかに流れているにすぎず、この事業は一体どのぐらいの規模の事業なのかなという点が一つあって、御質問をさせていただいた点です。

あと、それから、これは総合評価落札方式でなさっているので、金額の部分も競争の対象となりますが、そのときに固定費的な大学の奨学金とか授業料をそこに含めて価格競争

をさせると、真実の価格競争になっているのかという疑問があります。他の事業では、それを除いたところだけで金額を競争してもらいますという決断をする事業もあるので、そういう検討はこの事業には必要ではないのかという質問です。

○山崎首席事務官 わかりました。ありがとうございます。1点目は確かに、1点目、2点目と共通するのですけれども、大学の授業費、入学金、それから、主にそこですけれども、そこは確におっしゃるとおり固定費です。ですから、そこを含めしまうと競争にならないのではないのかということだとは思いますが、ただ、そこは、すいません、全部共通していますので、国立大学、私立大学で若干価格の差はあるかもしれませんが、そこは固定されていて、大体ざくつとで恐縮ですが、申し上げますと、全体のうち3分2は大体そういう固定費です。

残りの3分の1が人件費といいますか、事業者が事業を実施するに当たって、その要項にございますけれども、チーフがいて、いろんなお世話をする人がいてという人件費がかかるわけですが、残りの3分の1が大体そういう人件費だと、本当にざっくり申し上げますと、その3分の1で事業者が雇って働く人の人件費をどれだけ見積もるか。質の高い人がいればそれは高くなるのかもしれませんが、そこはその事業者が人件費をどう考えるかだと思うのです。ですから、そこで価格競争が生じるという理解をしております、もちろんよりわかりやすくするためには固定費の部分を除いて、業者が例えば自分たちの人件費がメインだと思いますが、そこで価格競争をするというのは、確かに先生がおっしゃるとおり、シンプルにするためにはそっちのほうがいいのかもしれませんが、そこは考えてみたいと思います。

○尾花主査 今回の御説明で、事業の実際が非常によくわかりました。全体が非常に大きな事業で、業者は全体金額のお金を、人件費としてもらえる事業ではなく、3分の1ですということが非常によくわかりました。そういう意味でいきますと、価格競争に大学の入学金がさらされるということで、御省としてよろしいのであれば固定費ですというおっしゃり方をするのでいいのですが、例えば価格を安くするために授業料の安い国立ばかりにしますということで、価格競争にさらしていいポイントなのかどうかは私には理解ができませんでしたので、質問をさせていただいた次第でした。

なので、できる限りのことをやって、それなりの結論に持っていく事業という意味では、今回ではなくても検討の課題として、本当に業者で競争をしてほしいものについて、価格

を競争していただくという視点とか、基礎点、加点について、御省の事業ですからこれがいいというのであればそれは全然構わないのですが、御検討をいただくのもいいのかなと感じています。

○川澤専門委員 95ページから103ページまで、入札書の内訳というのが添付されているかと思うのですが、この意味としては、96ページから103ページは黄色い部分を事業者が各社の判断で価格を算定して、ある意味、主査がおっしゃった固定費部分の一部については、御省で金額を固定しているという仕組みなのでしょうか。

○山崎首席事務官 はい、御指摘のとおりです。一律計上のものは一律計上しています。

○川澤専門委員 その意味では、多分、今、主査がおっしゃったように、この項目、固定していない項目が競争できる可能性があるのかどうかということと、逆に固定しているものでも競争できる可能性があるのかどうかということを精査していただくのがよろしいのではないかと思います。

○尾花主査 今の川澤委員の質問で、もし固定費であるのであれば、そこは価格競争の対象ではないということで大丈夫ですか。それであれば私の質問は取り下げて、むしろ説明会のときに、ここは価格競争の対象ではございませんと、固定費を入れてくださいと言っていたくのでいいと思います。

○山崎首席事務官 そういうことですので、そのようにいたします。

○浅羽副主査 ちなみに、今のまとまった金額というのは、110分の14の表、「1」の「業務実施経費」、これと読んでいいですね。戦わないところというのは、110分の14の「1」の「業務実施経費」で、2億3,171万円、31年契約ですと。ここは戦わない部分ですという理解でいいですね。

○山崎首席事務官 はい、大変ざっくりとした議論で恐縮ですが、そういうことです。

○浅羽副主査 基本的にはそういうことですね。

○山崎首席事務官 そういうことです。はい。

○浅羽副主査 それがはっきりとわかったほうが。多分、後ろと連動をしてこうなるのだろうな、これは結果の数字で、実際はいろんな経由の地域加算が含む、含まれないとかいろいろあるので、でき上がりがこれとぴったりに一致するわけではないのはわかりますけれども、主に競うのは「2」と「3」ですと、結局、そういうことですね。

○山崎首席事務官 そうです。

○浅羽副主査 だから、旅行業者とかと言ったのは、エコノミー代金とかのところが黄色

になっているのは、某旅行社とかだとまとめて押さえていて安く取れる可能性があって、うまくやってくださいねとか、そういうことですよね。

○山崎首席事務官 そこは説明会でよく説明をするようにいたします。

○浅羽副主査 よろしくをお願いします。

○尾花主査 なるほど。わかりました。

ほかには大丈夫ですか。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、もしそれを訂正するなら、110分の42のところで、「入札書内訳の作成について」で、経費について、以下の基準に基づき年度ごとに入札書内訳を作成することというので、大学直接経費とかが入っているので、「固定費を記載してください」とかと入れていただくと、ここは競う場所じゃないということがわかってよろしいかと思えます。

ただ、御省の御意向はよくわかりましたので、ありがとうございます。

大丈夫でしょうか。ありがとうございました。それでは、時間となりましたので、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 今いただきました日程の件と、あとは声かけの件ですか、もう1個は主査からいただいた対象のやつは先ほどの整理でよろしいですか。

○尾花主査 いいですね。

○事務局 実施費の説明を実施要項の際にしっかり説明をやってもらおう……。

○尾花主査 はい。あとはどこかに書くとか、それぐらいで。

○事務局 書くとかで、可能な範囲で検討をしてもらおうと。わかりました。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了をしたものとして、改めて小委員会を開催することをせず、実施要項（案）の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら

ら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(外務省退室)

(防災科学技術研究所入室)

○尾花主査 それでは、続きまして、防災科学技術研究所の地震・火山観測網整備及び維持管理支援業務の実施要項（案）について、防災科学技術研究所総務部契約課 柴崎課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

また、本事業名につきまして、支援と入れていただきましてありがとうございました。

○柴崎課長 それでは、御説明を始めさせていただきます。まず、資料B－3を御覧いただければと思います。私どもの事業の概要になっておりますが、今回、1項目、追加された項目がございますので、そこをメインに簡単に御説明させていただきます。

○浅野主任研究員 失礼いたします。まず初めに、私から業務の変更点につきまして、簡単に御説明させていただきます。

当研究所では、観測点数2,000点を超える地震、津波、火山の観測網を運用しております。本件は、その維持管理支援業務に係るものですが、このデータというのは、1秒以内に気象庁、大学などに送られて、防災上極めて重要な地震、津波、火山の監視や、地震調査研究に幅広く活用されているところです。これは、以前より変わらないところで、もとより安定稼働のための運用体制が求められております。

それに加えて、近年では鉄道事業者を初めとする民間のさまざまな事業者様とタイアップしたデータの利活用も進めておりまして、例えば新幹線の運行管理に安心してお使いいただけるレベルでの管理が新たに必要となっておりまして。そういう事情から、こちらの資料の右下の部分、9、民間事業者等のデータ利活用に関する作業支援業務という箇所が新たに追加になっております。

私からの御紹介は以上です。

○柴崎課長 それでは、資料B－4を御覧いただければと思います。私どもの事業にかかわります契約状況等の推移でございます。第2期、平成31年度、令和元年度事業につきましての入札等の結果を御紹介させていただきます。

契約金額の落札率は高めにしております。事業実施者は、S社でございます。それ以外の応札の者はY社の、2者の応札がございました。予定価格以内が1者、予定価格超が1者ということでございます。

続きまして、実施要項、資料B－2を御覧いただければと思います。主に今回、前回と比べまして、変わった点だけを御説明させていただければと思っております。

まず、表紙を見ていただくと、先ほど主査のほうからも御発言いただきましたけれども、件名に支援ということで追記をさせていただきました。これによりまして、この業務が、メインは支援ですよということが、よりわかりやすくなったかなと思っておるところでございます。

それから、ページを飛んでいただきまして、4ページでございます。今、概要説明で簡単に御説明させていただきましたけれども、9ということで、民間事業者等のデータ利活用に関する作業支援業務というのが、新たに1項目加わっております。

その中身としましては、連絡業務、連絡窓口であるとか、障害発生時の連絡管理、計画作業時の作業管理、民間事業者等からの問い合わせ対応というような形になってございます。これの詳しい中身につきましては、仕様書の右下の177分の98でございます。こちらのほうに作業内容を記載させていただいております。ちょっと細かいところもございますので、今は割愛させていただきます。

続きまして、3、実施期間に関する事項、それから、飛びまして、5、入札に参加する者の募集に関する事項、それから、7、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項、それから、11、本作業に係る評価に関する事項を、それぞれ必要な、令和ですとか、消費税10%ですとか、そういったような形で修正させていただいております。

それから、別紙1でございます。177分の19でございます。事前審査項目表でございますけれども、これは前回まで、赤で見え消しされておりますが、審査結果というのを提出する業者がマル・バツをつけてきていたわけでございますけれども、審査をするのは私どもでございますので、提出業者がマル・バツをつけてくるというのはおかしい感じになっておりましたものでございますので、この欄を削除させていただいております。別途、審査結果につきましては、提出者ごとに、当省のほうでマル・バツをつけた審査結果表を作成することとしております。

それから、別紙2につきましては、平成30年度の実績等を随時追加させていただいております。

飛びまして、177分の28でございますが、4、従来の実施における目的の達成の程度、こちらのほうも30年度の評価に関しまして、実際の目標に対して実績のほうをつけ

加えさせていただいております。

それから、一つ飛びまして、別紙3のところでございます。これは細かいところですが、平成を令和に直させていただいております。

それから、別紙5でございますけれども、こちらにつきましても、平成30年度の実績ということで、こちらのほうも見直しをさせていただいております。

それから、(5)、177分の38でございます。こちらのほう、従来まで観測データ処理システムというような呼び方をさせていただいておりましたけれども、これを高感度等地震観測データ処理システムとさせていただいております。これは海域の観測網が追加されたことによって、こういう呼び名のほうが適切かということで修正をさせていただいております。

それから、その後は30年度の実績を見直しさせていただいております。

それから、(19)、右下のページでいきますと、177分の48でございます。こちらのほうも従来の海底地震津波観測網データ受信・蓄積及び震源処理決定システム等に係る運用保守というのがございましたけれども、それに加えて、海底地震津波システムの運用支援と、それから、高感度等地震観測データ処理システムに係るデータ処理系AP保守という文言を追加させていただいております。こちらのほうも先ほどと同じような形で海域観測網が追加されたことによるものでございます。作業の分担の図も併せて見やすいように修正させていただいております。

実施要項につきましては、以上のようなところになってございます。

仕様書のほうにつきまして、177分の52以降でございますが、先ほどと、実施要項と同じように支援という言葉を追加させていただいております。

それから、飛びまして、177分の55ページのところでは、新たな項目、9ということで追記をさせていただいております。

それと、あとは、ずっと後ろのほうにいきますと、観測網の観測点がどこにあるかとか、そういったのがありますけれども、その辺の、観測点を新たに追加したりとか、削除してなくなったところですか、というところを見直しさせていただいております。

以上が実施要項及び仕様書の変更点でございます。

この案に基づきまして、当省のほうでパブリックコメントをさせていただきました。9月11日から9月25日の間、パブリックコメントを実施させていただいておりまして、特に外部の方から意見等はございませんでした。

それから、競争性の確保の改善状況でございますけれども、まず大きなところとしましては、支援という言葉を件名に追加させていただきました。これによりまして、先ほども申し上げたとおり、より本件の内容がわかりやすくなって、参入しやすくなっているかなと思う次第でございます。

それから、他年度にヒアリングを数者させていただいておりますけれども、実施要項のパブリックコメントのときには、今、こういう形でパブリックコメントをしていますよというような形で連絡をさせていただいております。それから、従来に引き続き実施状況に関する情報の開示をしたりとか、また、マニュアル等の開示も引き続き記載させていただいております。

それから、実施要項の3ページ、177分の5から6にかけてでございますが、一応、業務の内容ということで、項目を提示させていただいておりますけれども、10の一番下に、印の作業については下請により実施しておりますよということで、これは31年度事業の実施要項より引き続き記載させていただいております。

それから、引き続き入札公告期間ですとか、業務の引き継ぎ期間等につきましては、でき得る限り確保していくという予定であります。

簡単ですが、御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について御質問、御意見のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

○浅羽副主査 御説明どうもありがとうございました。今回の実施要項（案）で新しく民間事業者等のデータ利活用に関する作業支援業務が入りましたという説明をいただきました。

一方で、右側の177分の25を見させていただきますと、観測施設整備総括者、観測装置維持管理支援者、海底地震津波観測システム管理総括者、これは削除になっているということで、プラスマイナスでどうなるのかなというところが少し気にはなったのですが、一方で、177分の22において、今、私が申し上げた177分の25については、既に平成30年度の実績で削除されているのですけれども、具体的に今度新しく、今お持ちいただいた令和元年〇〇月の実施要項（案）では、結局のところ仕事としては、これまでの実績よりも増えるという理解でよろしいのでしょうか。

○柴崎課長 今の御質問でございますけれども、実質的には人数は増えません。なぜかと言いますと、別の項目で効率化を考えておりますので、そちらで減った分、民間業者のと

ころで増えた分と相殺できるということで考えております。

○浅羽副主査 それは、この177分の22及び23のところの員数のどこが変わるということ想定されているのでしょうか。

○柴崎課長 22ページのところなのですが、わかりづらいといいますが、誤解しやすい表現になっているかもしれませんが、これは、昨年度までは平成27年度から29年度までの実績を記載させていただいております。そうしますと、平成27年度には、ここに削除と4項目ございますけれども、この人がおったわけですが、28年度以降を見ていただくと、横棒になっておりまして、実質ないんです、28年度、29年度。今回、30年度を加えることによりまして、27年度の項目が全てなくなりますので、そういったしますと、参考にならない、記載をする必要がなくなってしまうので、項目が削除ということになります。ですので、先ほどの民間事業者云々の話と、ここの削除の話は全然別なものになります。

25のほうにつきましても、当然ここの項目が削除されますので、これに対する説明は要らなくなるということで、削除させていただいているという状況でございます。

○浅羽副主査 現在やられている仕事に追加するほうはわかったのですが、プラスマイナスのマイナスのほうは結局どこがマイナスになるのでしょうか。現在の仕事と比べて、平成27年度のところはわかったのですが。

○柴崎課長 それで、下のほうに観測施設維持管理補助者というのが、3ということで記載されているかと思えますけれども、この辺の業務を効率化いたしまして、3のところは2になりまして、1つ減った分が今回の追加された項目に当たる人になるということでございます。

○浅羽副主査 そこを減らすことができるというのは、この実施要項（案）では、どこを見るとそれがわかるのでしょうか。過去の実績は当然これだと思うのですが、御説明をいただくと、ああ、そうかとわかったのですが、そうじゃない、これだけを見ると、仕事が増えたのではないかというふうに読めたのですが。

私が申し上げたいのは、既存の業者だったらわかると思えますけれども、新規に入れようかなと、今回それをまさに狙っていると思えますが、その業者がこの仕様書を見て、この実績よりもプラスアルファの仕事がちょっとあるなと踏んで、過去の入札金額……、金額はたしか公開されていますよね。

○柴崎課長 はい。

○浅羽副主査 プラス幾らとかというふうな計算の仕方を、まさかしないよなと思いながらも、誤解をするのはよくないなと思いましたので、発言させていただいた次第です。それがなければ問題はありませんし、もし誤解されるおそれがある、余地があるということでしたら、何かそれをどこかで触れていただければいいのではないかと思います。

○柴崎課長 わかりました。資料の中で、作業日報とか開示をさせていただいておりますので、詳しくそのレポートを見れば、人数が減っているとか、そういったことはわかるのかなということは思っております。

○尾花主査 どうぞ。

○中川副主査 御説明ありがとうございました。第1期からを見ていると、説明会の参加者数が2者で、おそらく応札者も1者なので、ずっとこの2者というのは、落札者であるS社とY社だと思いますけれども、その理解で合っておりますでしょうか。

○柴崎課長 はい。

○中川副主査 非常に価格差が大きいというお話も伺っているのですけれども、まず説明会に参加される会社を増やすような御検討や、何か施策はされていらっしゃいますか。それとも、この2者以外にはこの業務というのは非常に難しい業務なのでしょうか。

○柴崎課長 声かけは、当然、この2者以外にもさせていただいてはおります。もちろん、この2者のみしかできないというわけではないとは思っております。

○中川副主査 だとすると、説明会に可能性のある会社に声をかけていただくような、御検討もいただいたほうが、おそらく母数が増えないと競争性というのは多分増さないので、この状態が続いちゃうと、また次回も同じような状況になって、また株式会社対公財の戦いになってくると非常に不利かなとも思いますし、まず、説明会に御参加いただける会社を増やしていただくことを御検討いただければと思います。

○柴崎課長 ありがとうございます。積極的に声かけ等、実施していきたいなと思います。ありがとうございました。

○中川副主査 お願いします。

○川澤専門委員 先ほどの質問と重複するかもしれませんが、今回、民間事業者のデータ利活用に関する作業支援業務が追加されたと伺いました。それについて、177分の98、99、100で仕様を記載いただいているかと思います。実際、この業務が追加されても総量としての業務量はあまり変わらないということだったのですが、やはりこれだけ見ますと総量が変わらないということが理解できないと思います。例えば今回追加された業務、

民間事業者のデータ利活用に関する支援業務というのが、あまり業務量が発生するものではないということなのか、それか、従来行っていたものの作業の一部がなくなる、もしくはどういう部分については効率化が見込めるなど、もう少し丁寧に加筆いただく必要があるかなと思います。

この民間事業者の作業支援業務というのは、これまでは研究所のどなたかが実施されていたということなのでしょう。

○浅野主任研究員 私から回答させていただきます。鉄道事業者などとの提携というのは、海の観測網が完全に完成して、私どものほうでデータクオリティーのチェックが終わって、去年ぐらいから本格的に活用され始めたというところで、まだ日が浅くて試行錯誤的に行っております。その最初の試行錯誤は、私たちのような研究員が担当していたのですが、研究員はこういう会合や学会など出るということで、必ず机を置いて監視するミッションクリティカル業務に携わるようなところでは、やはり課題があるということもわかってきました。

そういった背景で、決まった窓口を設けて対応するということが必要であるということで、こういった形で、このたび新しく項目を追加させていただくことを考えております。

○川澤専門委員 新たにこういった取り組みをされていらっしゃるということなので、少し業務量の見込みが立ちにくいかもしれないのですが、鉄道事業者はそんなに数があるわけではないので、過年度にどのぐらい、問い合わせを含めて業務量が発生して、今後の見込みまで書くのか、過年度はこうだったのかと、新規の追加事業なので、過年度実績がありませんので、少し仕様書の部分で過年度はこのぐらいであったということ、もしくは実績の部分で書いていただいたほうがわかりやすいのかなと思いました。

○浅野主任研究員 ありがとうございます。

○生島専門委員 説明ありがとうございました。資料B-4に関連して教えていただいたのですが、一応、2者応札があったけれども、価格差が大変大きかったというお話を聞いております。1.5倍ほどであったということでよろしかったですか。

○柴崎課長 それは31年度のということで、第3、第2期でしょうか。

○生島専門委員 過去の。

○柴崎課長 過去も含めてですか。

○生島専門委員 そうですね。

○柴崎課長 第1期につきましては、落札額はここに記載のとおりでございますけれども、もう1者の応札額は高くなっております。第2期につきましては、安くなっております。

○生島専門委員 大分大きな差が出てしまうのですけれども、その分析というのはどうなっているのでしょうか。

○柴崎課長 評価のときにも触れさせていただいておりますが、やはり地震予知のほうは公益財団法人というところがございまして、御承知かもしれませんが、あまり公益に係るところにつきましては、内部留保とかをあまり多く持てないというところがございまして、民間で言うところのもうけとか、利益とか、そういったのを多く取れないというところもありますので、人件費の単価ですとか、そういったのも一つ抑えることができているというところがございます。

相手方のほうは株式会社でございますので、当然ながら利益とかを追求していく、利益が上がらないと会社がやっていけないというところもございまして、それぞれの単価設定が、公益財団法人に比べますと高くなっているということになってございます。

○生島専門委員 もちろん人件費が、多少の単価が違う部分はあると思うのですけれども、それにしてはかなり開きが大きいというか、今の御説明だけで、なるほどというほどの価格差ではないような気がしております。もう少し精査いただいてもいいのかなと思いましたが、それから、2回連続で2者応札になっているにもかかわらず落札率が非常に高いレベルでとどまっている。これはもうまったく何も根拠があるわけではないのですけれども、単純に、まったく外部の人間としてぱっとこの状況を見ると、本当に推測ですけれども、もしかしたら、落札業者は、このY社とある程度どこかでわかり合っている部分があるというか、そんなに競争になるような額で応札してこないと思って、安心して札を入れているのではないというふうな、全く中身を知らない外部から、状況だけを見ると、そういううがった見方も、世間的には成り立ってもおかしくないのかなと。

これが何年も何年も続くと、言ってしまうと出来レースなんじゃないのという気が、本当にこれは競争入札かなと、世間的に見られてもおかしくないような落札率の高さだなど、それから、価格の違いだなというふうには見えてしまったのです。実際の事実であるかどうかはわからないのですけれども、そのあたり、もうちょっとお気にとめられてもいいのかなと思いました。

○柴崎課長 そのようなことはないのでございますが、何と御回答していいのかわからないのですけれども、決してそのようなことは実際にはございません。確におっしゃられ

るとおり、ぱっと見そういうふうに見えてしまうというのはあるのかもしれませんが。

○中川副主査 多分、そういうことがないということを御説明いただく材料としても、説明会に参加していただく会社を増やして応札していただける株式会社でも、その他の法人でも、増やしていただいて、本当にこの価格がリーズナブルなのかどうかというところの検証をされたほうが、多分、競争性、公平性としてはよいのではないかなと考えます。

○柴崎課長 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 済みません、何点か。これは請負契約ですね。

○柴崎課長 はい。そうです。

○尾花主査 それにもかかわらず、何十人、これこれの人を要しなさいという指定をされている特別な御趣旨はありますか。この業務をやってくださいということで、業務をやる体制を、民間事業者が工夫できる余地があったほうがいいかと思うのですが、今、拝見いたしますと、必ず28人か9人のこういう人を併存させなさいというような御提案に読めるのですけれども、そういった御趣旨でしょうか。もし、これが兼任として認められるのであれば、177分の56なんていうところは、兼任いただくことも可能みたいな書き方でもよいのではないかと考えます。

というのは、請負というのは業務を委託するのであって、これだと派遣で人を雇用しているかのような、非常に請負とはそぐわない、どちらかという委託とか、そういう感じの契約の形態かなと思うというのが1点でございます。

○柴崎課長 これはあくまでも、こちらで求めている体制が、当然ながら体制として責任者がいて、それぞれの責任者の中で、総括管理者とか、管理者とか、補助者とか、そういうのを置いてくださいと、これは1人置きなさい、2人置きなさいとは言っておりませんので、業務量を見ていただいた上で、それぞれ各社に御検討いただくということで、あくまでも体制としてお示しをさせていただいているだけでございます。

○尾花主査 わかりました。それであれば、例えば兼任も可能というような記載をしていただいたほうが、より安く入札する方も出てくるだろうと思いますし、高く入札している方は、もしかしたら、この辺を誤解して、必ず専門家29人プラス実際に計測する人を何十人要しないとしないと思っているのだとすると、誤解が生じるのかなと思いました。もし、そういう御趣旨でなければ、説明会、または実施要項等で明示していただけるとありがたいなと思います。

○柴崎課長 実施要項のほうでは、この体制に基づいて実際に過去3年間は1人とか、2

人とか、177分の22のところ、経緯でいきますと、69とか67とか、そういった形でお示しをさせていただいている、これが目安になるのかなと思ってございます。

○尾花主査 わかりました。これは情報の開示の過去の例ですので……。

○柴崎課長 はい。そうです。

○尾花主査 研究所のメッセージとしては兼任でもいいということを、やっぱり実施要項の本文にやっていただくのがよろしいかなと。できれば応用地質の方によりわかりやすいメッセージという意味では、何か書いていただくのもいいのかなと、本当に請負契約で人数を明確に指定するというふうにとられるような実施要項というのは避けたほうがいいので、そういうことを書いていただければと思います。

○柴崎課長 ありがとうございます。はい。

○尾花主査 そうでないと、過去の実績等を見ますと検査のポイントとかが……、現状のメッセージとして兼任でもいいというのであれば書いていただいたほうがいいと思います。それはなぜかという、従来の業者はわかっていることで、新しい方はわかりにくいことなので書いていただけるのが良いかなと思うのと、落札率が非常に高く、過去の事業等を見ますと、チェックのポイントとか、修正のポイントとか、随分変動があるようなのに、にもかかわらず、高い状態が予測できるというのは、一般人にとっては非常に不思議に映ります。

ですから、できる限りそれが払拭できるような形にさせていただきたいなという、検証は続けていただきたいと思います。

それから、177分の56で、履行場所が防災科研及び防災科研が指定する場所ということになっていて、おそらくこれは仕様書を見ればわかりますかね。

○柴崎課長 そうですね。

○尾花主査 そうすると、各データのある観測地点、及び防災科研の中のお部屋と。

○柴崎課長 はい。

○尾花主査 この部屋の中というのがどんなふうなのかというのは、見学会みたいなのはされないのでしょうか。年間大変大きな金額がかかっておりますので、おそらく人件費の事業であって、新しくそこに参入される方は、どんなところでどんな業務を行って、パソコンが何台あって、パソコンの機種が何とかであってとか、Wi-Fiは通っているのかとか、そういったのは御覧にならなくても良いのでしょうか。

この事業自体が、特殊性があって、なかなか市場的に難しいが、できる限りのことをや

りましたという、トライをしたという立証が必要で、それでも他の入札者が来なかったというところで、次の段階に行くのかなと思うときに、何か見学会もやってみたけど誰も来なかったなら、それはそれでいいと思います。おそらくここに20人ぐらいの人を配置することになるのでしょうか。ここには通常何人ぐらいの人がおられるのですか。

○浅野主任研究員 私から回答させていただきます。先ほどの過去の実績というところに書かれております六十数名が配置されておまして、使用できる財産につきましては、こちらの分厚い資料の177分の13に、居室が5部屋ほど書かれております。机、数量については書かれていないので、一度御覧になっていただいたほうがイメージはつかみやすいのかもしれませんが、一応、最低限のワークステーション、パソコン等は準備されており、各社で御用意いただかなくとも、必要なものは大体そろっているというふうなことを想定して、こちらに書かせていただいております。

○尾花主査 わかりました。そうしますと、この5部屋に六十何名が在駐していらっしゃるというイメージで受けとればいいですか。

○浅野主任研究員 ほぼ、そうお考えください。

○尾花主査 なるほど。そうすると、小さな会社がそこにあるというイメージなので、新たにその会社になって入るという方がいるとして、業務をするのであれば、どんなところで何をするかという、見学会ぐらいは必要なんじゃないかと思います。机と椅子の個数なんかを示していただくと、六十何人がここにいるんだということが非常によくわかり、ワークステーション等についても、どのようなパソコンで、どういうふうにあるのか等々言っていたら、この業務の実態が非常によくわかるので、少なくとも見学会とか、もう少しこのあたりを詳しく書いていただくことが必要かなと思います。

○浅野主任研究員 ありがとうございます。

○尾花主査 さっきも申しましたが、イメージとしては、小さな会社が研究所の1区画に全部入っているというイメージで、その会社が次の会社に入れかわるみたいなイメージにとれますので、もし広く落札者を求めるのであれば、もう少し丁寧な開示を工夫していただければと思います。

ほかに何かございますか。

ありがとうございました。それでは、時間となりましたので、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ありがとうございます。委員から御指摘がございました追加項目、追加業務に

ついでのこと、それが加わったにもかかわらず、全体として総量として変わらないというところの説明、それから、説明会への参加者をいかにして増やしていくか、それと実際に入札において、落札率について等に関しまして、注意深く事務局としても注視してまいりたいと考えます。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思います、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（防災科学技術研究所退室）

（特許庁入室）

○尾花主査 それでは、続きまして、特許庁の「書面による手続のデータエントリー業務一式」、「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式」の実施要項（案）について審議を行います。

両事業は同じ特許庁の事業であり、共通する部分も多いですので、事業評価（案）のときと同様に同時に審議を行いたいと思います。

それでは、特許庁審査業務部出願課 渡邊課長、国際出願室 山崎室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は全体で15分程度でお願いします。

○渡邊課長 特許庁出願課の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。私のほうから、実施要項（案）について御説明させていただきます。

先ほど申されたように国内と国際がございますが、実施要項はほぼ同じつくりですので、国内の特許・実用新案を例にして共通する部分を御説明させていただきます。

資料につきましては、お手元に資料C-2-1となっておりますけれども、書面による手続のデータエントリー業務一式（特許・実用新案）につきまして、修正点を中心に御説

明申し上げたいと思います。それでは始めさせていただきます。

修正に関しましては、大きく4つの柱で構成してございます。一つ目は、事業評価時に特許庁から今後の対応ということで、特に競争性の確保という観点から提案した項目についての対応、2つ目は、パブリックコメントをもう既に実施しておりますので、その意見を反映したもの、それから、テクニカルになりますけれども、総務省から統一的に運用に係る修正の御指摘をいただいておりますので、その内容と、もう一つは経済産業省で統一項目としております内容につきまして修正しておりますので、その4つにつきまして御説明申し上げます。

最初に、事業評価時に特許庁から提案させていただいた内容につきまして、競争性の確保という観点から修正した内容について御説明申し上げます。

まず最初ですが、入札スケジュールの見直しです。要項の14ページを御覧いただきたいのですが、こちらの8ポツで入札スケジュールについて記載してございます。

まず、入札公告につきまして、第1回目の市場化のときよりも2週間ほど前倒ししまして、12月上旬に入札公告を始めたいと思っております。

それから、同じく14ページですが、入札説明会と登録情報処理機関になる説明会というものを予定しておりますが、これを1回から2回に増加して開催したいと思っております。

また、入札提案書の提出期限につきましては、第1回目は1月下旬でしたが、これを2月中旬に延長しまして、提案書の作成期間を確保するための見直しをしてございます。

次に、情報処理機関の登録及びその事業実施のための準備期間の検討について、11ページになりますが、5ポツの実施期間でございます。これに関しましては、国庫債務負担行為を利用しまして1年間の準備期間をもとより確保しているところですが、内部で検討しました結果、期間については現状維持で実施させていただきたいと思っております。

また、前回の委員会の際に、中川委員のほうから準備期間におけるISO27001の資格取得に係る事業者側の負担について確認していただきたいという御意見をいただきました。そこに関しまして、ISO27001のISMS認証につきましては最短で3カ月から4カ月で取得可能ということを認証機関のほうに確認してございます。

それから、前回、入札説明会に参加した企業は11者でしたが、そのうち6者が資格を持っているということについても確認しております。ヒアリングにおいても、事業者からは入札の障害になるという回答はいただいておりますので、期間についてもこれで実施

させていただきたいと考えております。

それから、入札実施要項の見直しについて、特に業務内容の明確化ということを事業者のほうから求められておりましたので、そこについて明確にした部分でございます。

まず、2 ページ目ですが、中段が黄色になっておりますが、早期管理情報入力という業務がございます。その業務の対象となる書類につきまして、「登録番号」、「審判番号」が記載されている書類ということを追記しまして、対象書類を明確化しております。

それから、3 ページ目の下にございますが、納入が困難な案件を具体的にするために、手書き書類で読み取りが困難な案件というものを追加しております。

8 ページになります。データエントリー業務は庁内業務と庁外業務がございますけれども、そこに関しまして、庁内の常駐場所と庁外の事業所で行っていただく業務について、ここで明確に記載させていただいております。

同じく 8 ページ目でございます。特許庁は今、庁舎改修をしておりますので、その関係で庁内事業所につきましては今後移転することが予定されておりますので、その移転に係る費用負担について、どちらが持つかということをここで明確にしております。

事業評価時の対応策は以上でございます。

2 つ目のパブコメの反映ですが、仕様の明確化を目指してございます。6 ページ目に戻っていただきますが、中段ぐらいになりますが、納入日の明確化ということで、原則発注日の翌日から 6 日ということを明示的に記載してございます。

それから、こちらの実施要項（案）ではないのですが、事業をやっていただく上で、電子化規準書というものを既に特許庁のホームページ上で提示しております。その中に、特許庁で将来的に審判システムの刷新を予定しているのですが、それに伴うシステム対応ということで先に規準書に盛り込んでいるのですが、その対応をどうするのかという質問もありました。システム刷新につきましては、現状、特許庁においてその実施時期が未定な状況でございまして、そこにつきましては入札説明会で事業者のほうに丁寧に御説明したいと思っております。

その他、パブコメで誤記修正を御提示いただきましたけれども、その部分についての御説明は割愛させていただきます。

それから、テクニカルなところですが、総務省から統一的運用に係る修正の指示がございましたので、その内容になります。

11 ページになりますが、確保されるサービスの質ということで、(4) 法令変更による

増加費用、それから損害の負担について、負担先をどうするかということを追記してございます。

13 ページ目の入札参加資格につきまして（10）から（12）を追加してございますが、税と社会保障の滞納がないことという条件と、それから、共同事業体を認めるということを追加で書かせていただいております。

それから、4 つ目、経済産業省統一の項目による変更については、15 ページの下でございますけれども、情報取扱者名簿と情報管理体制図の追加ということで、対外的に非公表の機微の情報を扱う業務が多いということでこちらの内容を追加させていただいております。

16 ページ目、評価基準の変更でございます。昨今、ワーク・ライフ・バランスを重視するということで、その指標について追加をしております。ワーク・ライフ・バランス推進企業につきましては加点で評価しております、その加点を10点にしております。その関係で、技術点と価格点は、従前、245点だった技術点を10点アップして255点にしておりますし、価格点につきましては82点を85点に変更しております。

それから、20 ページ目に個人情報保護の関係ですとか、情報セキュリティの対策基準といったものの遵守についての規定を追加しております。

同じく20 ページ目で、情報管理体制の確保に関する条件等について追加をさせていただいております。

主要な変更について、以上、御説明をさせていただきました。

国際について補足があれば。

○山崎室長 山崎でございます。今の渡邊の説明と同じ内容を反映してございます。お時間の関係もあり、割愛させていただきます。ありがとうございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いいたします。

なお、実施要項（案）が4本ありますので、御質問に際しては、冒頭、資料3-1-1の何ページや、特許・実用新案の何ページ等、資料名がわかるように御発言いただけますようお願いいたします。

どうぞ。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。教えていただきたいのですが、まず、

資料C－4の契約状況等の推移ですが、説明会に参加者の方が11者いらっしゃったけれども、2者しか入札に参加しなくて、その2者のうちの1者が基礎項目を満たさず失格ということなのですが、どの項目を満たしていなかったのでしょうか。

○渡邊課長 国内の調達について、新規事業者から1者応札をいただいたのですが、先ほど準備期間を御説明申し上げましたとおり、その準備期間の間に、半年間かけて登録情報処理機関として登録していただきます。それ以降、事業の実施が翌年の4月なのですが、その半年は事業の実施のためのさらなる準備期間なのですが、最初に登録するまでの期間について仕様書で半年以内ということを提示していたのですけれども、提案書の中ではそれを超える期間で御提案いただいておりますので、そこについては仕様と合致しないということで失格とさせていただきました。

○生島専門委員 何カ月を提案されたのでしょうか。

○山崎室長 2カ月ぐらいオーバーしていました。

○生島専門委員 2カ月オーバー？

○山崎室長 はい。

○生島専門委員 それは許容し得ないレベルなのでしょうか。というのは、先ほど伺ったのですけれども、現行の業者がずっとこの業務を続けながらの状況で登録に6カ月かかったというお話を聞きまして、そのずっとやっていたらの方で6カ月かかるとして、同じ期間で新規業者がやるというのは非常にハードルが高いのではないかと、委員も皆そういう話をしていたのです。むしろ、プラス2カ月というのは非常にリーズナブルな御提案なのかなと思ひまして、むしろ御庁のほうからそういう提案をされたほうが、新規事業者が入りやすいのかなというかなと思います。そこが非常に壁になっているのではないかなと思ひまして、まずそれが1点ございます。

同じく、その11者のうち2者しか参加されなかったというのが非常にもったいないなと思ひました。同じく、資料C－6のパブリックコメントの内容を拝見させていただきますと、8番の部分で、3ページの7に記載されている「ファイル修正」などの部分の予定件数を提示してくださいとか、この作業の単価設定と支払い方法はいかがとか書いてあるのですけれども、それに類似した、極めて専門的で、具体的に応札をしようと思ひて資料をつくり始めなければ出てこないような質問が出てきているなど。

つまり、応札する意欲がある業者が結構いるのではないかなという感覚がこのパブコメを見て読み取れまして、非常にいい反応、意欲のある方がいっぱいいらしてよかったなど

いうふうに思ったのですけれども、それを応札につなげられていないというのは大変もったいないなと思いました。

ここは簡潔にしか回答が書いていないからだとは思いますが、私がこの意見書に対する回答を読んでも、もうちょっと詳しく御説明があってもいいのかなとか、実施要項の修正は、結局、変更なしとなっているのだけれども、せっかくこういう意欲のある御質問があったのであれば、むしろそれ以上にもっと踏み込んで、単価設定と支払い方法についてはより細かく書きますよとか、ここに書くことができないとしたら、どこどこに書きますよとかあると、どうでもいい質問ではないというか、本当にちゃんとその内容が理解できれば自分たちはやるよというメッセージがすごく伝わってくるんです。

これに対しては、本当に新規の方に入っていただきたいと思っておられるのであれば、ここまで具体的な質問をもらったのであれば、御回答をもっと細かく丁寧にされると、もっとたくさん応札されるのではないかなと思いました。

○渡邊課長 ありがとうございます。今の部分につきましては、今後、このパブリックコメントについての回答をホームページ上で公開していきますので、そこに向けてもうちょっと詳しく書きたいと思いますし、今後、説明会を、先ほど何度か繰り返すということを申し上げましたが、そこでも積極的に内容について御説明申し上げていきたいと思えます。

○生島専門委員 そうですね。ありがとうございます。

できれば、可能な範囲でどんどん書面として、実施要項本文なのか別紙なのか、できれば本文のほうがいいのかもしいかなのですけれども、説明会の前に可能な限り開示していただいたほうが、より新規の業者は、これだけ意欲があるわけですから、あっ、こんなに開示されているんだと、新規を受け入れる体制もあるのだなというふうに思われるのかなと思いました。よろしくお願いします。

○渡邊課長 はい。ありがとうございます。

○川澤専門委員 先ほどの基礎項目、基礎点で失格になった事業者が8カ月だったというお話があったと思うのですけれども、今回、C-2-1の実施要項の9ページで「始めの6か月」ということでこちらは期間を変えられていなくて、逆にこれを例えば8カ月として、その後の4カ月で専用線等の準備をするというふうに期間を少し、1年間の準備期間は変えなくても、その割合を変えるということはやっぱり難しいのでしょうか。

○渡邊課長 その専用線の設置の期間ですとか、あと、実際にサンプルによって事業等を

実施できるかということを具体的に半年間かけて見ていきたいと思っております、安定的に毎日やっていただく業務ですので、その辺の稼働状況等を見たいというのがこちらの意向でございます。今のところ、半年かけてじっくりとできるかどうかを見ていきたいということで期間については設定させていただいています。

○川澤専門委員 おそらく、市場からの声として8カ月ぐらいかかるというところが、その6カ月と2カ月のそごがあるところが埋まればいいのだとは思いますが、そこがいかに埋まらないとすれば、今回は無理かもしれないですが、やっぱりその期間をどう見るか。準備期間がもう少し長いほうがいいのかというのは御検討いただければと思います。

あと、続いて8ページなのですが、移転に伴う移転費は特許庁が負担するということが記載いただいています。一方で、常駐場所の専用線やネットワークの配線は全て請負事業者にて準備することというふうになっていますが、その移転費用というのは、例えば移転時のこういったネットワークの配線等の費用については特許庁で持つということなのでしょうか。おそらく、移転することによってネットワークの配線というのが2回必要になると思うのですが。

○渡邊課長 最初の設置につきましては事業者のほうで持っていただきますが、庁内の都合で移転する場合の費用については特許庁で用意できると思います。

○川澤専門委員 わかりました。

あと、最後に1点だけ。この事業で、5ページに課金業務というものがあるかと思えます。法律を確認すると、確かにこれは、手数料収入はこの登録事業者の収入とするというふうになっているかと思うのですが、実績を見ますと平成28年度から30年度まで大体1.2倍ほど増加をしていて、さらに委託費の3分の1ぐらいは委託費以外で収入があるという状況かと思うのです。課金業務の手数料の徴収に努めるインセンティブとして、徴収した金額の一部を収入として計上するというようなことであればわかるのですが、今後、その手数料収入が増えていく場合、全てを登録事業者の収入として、一方で委託費はずっと一定である状況になります。登録事業者に対する支出というのはどんどん増えていくわけなので、全体、総額としてそれをどう考えるのか。この業務に対して支払われる金額がどんどん増えてく可能性についてはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○渡邊課長 支出額につきましては、出願件数に応じて支出が多くなったり減ったりということになります。電子化手数料につきましても、その件数に応じて増えたり減ったりし

ますので、一概に、今後ずっと増えるというわけではございません。そこは、正直、今の時点では見込めないというか、特許と実用新案に関しては書面の手続件数が減っておりますので、そこは減っていくのですけれども、最近、商標については紙の出願が増えていきますので、そこは増えていきますので、その兼ね合いといいますか、その予測はしておりますけれども、それに基づきまして請負の額ですとか手数料の額は変更してまいりますので、今の時点で全てが増えるという見込みではありません。

○川澤専門委員 わかりました。そもそも、登録事業者は、10ページを見ますと、ほかの株式会社の子会社ではないであるとか、役員の過半数が同一の出身母体の人で占められていないとか、かなり要件が厳しい中で、課金業務の収入については全部が収入となるといった仕組みです。法律に書いてある趣旨はわかるのですけれども、こういった業務を委託する仕組みとして、ほかの新規の参加者がかなり入りにくい構造になっていると思いますので、そもそも、こういう登録事業者を設けて、課金業務は全部収入にするというような仕組みが、全体として合理的な仕組みになっているかというのはぜひ長い目で御検討いただければと思いました。

○渡邊課長 はい。

○尾花主査 確認ではございますが、本件は請負契約ですよね。

○渡邊課長 はい。請負契約です。

○尾花主査 という意味では、発注の際に一定の金額をお支払いする前提で業務を委託するという契約でよろしいですね。

○山崎室長 いわゆる出来高払いということになります。

○尾花主査 出来高払い？

○山崎室長 1件単価に基づき何件やっていただいたのでこれだけお支払いしますというやり方をしております。

○尾花主査 1件についての請負？

○山崎室長 はい。

○尾花主査 なるほど、わかりました。

請負のときにはあまり従来の実施状況に関する情報の開示とかはしていただけないことが多いのですが、今般のものは非常に細かく開示をしてくださっており、大変ありがたいと思うのですが、例えばこの物件費というのはお部屋の賃料のように見えるのですが、過去の事業者はどういう形でやっていたのでしょうか。

○山崎室長 情報開示の資料、別紙3を御覧ください。物件費は、特許庁庁舎内事務所は賃借料が発生しないですが、現行事業者が庁舎外で建屋を借用しています。固定費の中の物件費は、その建屋の賃借料とか、建屋の清掃料とか、そういう趣旨のもので構成してございます。

○尾花主査 わかりました。

では、確認ですが、この金額をもとに業者は1件当たりの数字を算定していますという基礎資料と理解してよろしいでしょうか。

○山崎室長 はい。当初、市場化を検討させていただく過程でも、当時の委員から、事業者1件当たりの単価設定に当たり、この既存事業の情報開示が一番大事な情報になるので、できるだけ細かく開示をせよという御指摘を踏まえ開示させていただきました。

○尾花主査 ありがとうございます。請負の契約形態としては非常に詳細で、このような開示をしてくださる業者もいるのかと大変驚いた次第です。

ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 今回、特にこの実施要項（案）に関して修正をどうこうという話はなかったと認識しておりまして、いろいろ御検討いただいて、今後につなげてほしいという御意見をいただいたというふうに整理をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○尾花主査 はい。ありがとうございました。

それでは、実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告、資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等について何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら

ら、事務局にお寄せくださいますようお願いします。

本日はありがとうございました。

(特許庁退室)

— 了 —